

令和2年12月28日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人における繰越欠損金の状況等について」（令和2年12月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

独立行政法人における繰越欠損金の状況等について

<検査の状況の概要及び所見>

1 繰越欠損金を計上した原因等について

業務遂行の結果、想定した収益を得られなかったり、独立行政法人の公共的な性格から法人の判断だけでは収益の改善等が困難だったりなどして、業務遂行により発生する費用を賄うだけの十分な収益が得られていないことから繰越欠損金を計上したものがあつた。

所見:繰越欠損金の解消について、法人において効率的な業務運営を図るとともに、法人が行う業務の公共的な性格を踏まえた政策的な見地から幅広い検討を行うことも重要であること

2 繰越欠損金が減少等しているものについて

主として業務遂行により発生する費用を賄うだけの十分な収益が得られていないことにより繰越欠損金を計上し、令和元事業年度末までの間に繰越欠損金が減少等した7法人11勘定における繰越欠損金の減少等額1兆0315億余円のうち、補償金免除繰上償還（補償金免除相当額2兆2127億余円）により財政融資資金からの借入金に係る金利負担が大幅に軽減されるなど国による実質的な財政支援を受けるなどして減少等していたものが6638億余円と64.3%を占めていた。

3 廃止された勘定、廃止が見込まれるなどしている勘定における政府出資金の状況等について

元事業年度末までに勘定を廃止した2法人2勘定に係る政府出資金計312億余円のうち計265億余円は、繰越欠損金の処理に充てられたため回収されなかった。また、新規の事業採択等を行っておらず、元事業年度末に繰越欠損金を計上しているもののうち4法人7勘定は、繰越欠損金を解消する見通しが立っていないと認められ、当該7勘定の繰越欠損金の額は計1575億余円となつていて、政府出資金1755億余円に迫る水準となつていた。

所見:4法人及びこれらの主務省は、繰越欠損金が解消されず、当該勘定に係る政府出資金の一部又は全部が回収されないおそれのある状況を国民に丁寧に説明すること

4 繰越欠損金の計画的解消等に係る目標の設定及び目標に対する評価の状況について

繰越欠損金の計画的解消等に係る目標が財務内容の改善に関する事項として設定されていた9法人12勘定の中には、繰越欠損金の計画的解消等について、中期目標等に具体的かつ明確に定めているかが必ずしも判然としていないものも見受けられた。

所見:9法人の主務省は、評価の客観性の向上に資するためにも、中期目標等に、繰越欠損金の計画的解消等について具体的かつ明確に定めているかを検証した上で、業務の内容に応じて、改めて具体的かつ明確な目標を設定するなどすること